

台風15号の災害緊急対策資金 の取扱いについて

このたびの台風15号において罹災された方々には、深くお見舞い申し上げます。罹災された農家組合員の経営維持、安定を図るため、下記のとおり施設復旧資金・経営安定資金を低利でご融資いたします。

記

◆お取扱期間

令和1年9月10日～令和1年11月29日のお申込受付分まで
(ご注意) 上記、お取扱期間中にお申しいただいた方で、令和1年12月30日までに
お借入いただける方を対象といたします。

◆ご融資の概要

ご利用いただける方

台風15号により農業用施設、農作物等に被害を受けた農業者。該当地区の支店長の被害認定を受けた方。

お使いみち

被害を受けた農業者の農業用施設の復旧及び経営維持に必要な資金。購買未収金については代金支払期限以内のもの。

ご融資金額

施設復旧資金 1,000万円以内
経営安定資金 500万円以内

ご融資利率

証書貸付 固定金利 0.71%

保証料

0.29%

事務手数料

1,080円

J Aより
助成措置あり

(10/1より1,100円)

ご融資期間

施設復旧資金 15年以内

経営安定資金 5年以内

※据置期間は基金協会との個別協議とする。

ご返済方法

元利均等償還および元金均等償還とし、毎月方式、年1回・年2回償還方式。

担保・保証

千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますが、必要に応じ、担保・個人保証をお求めします。

ご用意いただく書類

●運転免許証、健康保険証等

個人以外の場合は、登記簿謄本(抄本)、定款、約款等

詳しくはお近くの支店窓口へお気軽にお問い合わせください。